

令和6年度

社会福祉法人 足利市社会福祉協議会

事業計画書

I 基本方針

本会は、地域福祉の推進を図る団体として、社会福祉法第109条に規定する「社会福祉を目的とする事業の企画及び実施」、「社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助」及び「社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成」などの事業を行うことにより、「共に支え合い 人にやさしいまち あしかが」を目指しています。

また、本年度は第4次足利市地域福祉活動計画（令和4年度から令和8年度）の中間年に当たり、引き続き足利市及び市内の22地区社会福祉協議会、関係機関・団体等との協働により、計画に掲げた4つの基本目標の具現化に向けて各種事業に取り組みます。

また、厳しい財政状況の中ではありますが、各施設の健全かつ適正な管理運営に努めるとともに、各種団体の事務局として活動に取り組みます。

II 事業実施計画

1 地域福祉活動計画の具現化の取り組み

少子高齢化や社会的孤立など地域の諸課題を解決するうえで、地域福祉活動が果たす役割は大きくなっています。足利市が策定する「足利市地域福祉計画」と本会が策定する「足利市地域福祉活動計画」とが一体となり、「地域共生社会」を目指し取り組みます。

(1) 基本目標1：「健康でその人らしく生きられるまちづくり」

① 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進

一人ひとりの個性やライフスタイルを尊重し、様々な地域生活課題を抱えながらも、孤立せず安心して暮らせるよう関係機関・団体と連携し、地域福祉の推進に努めます。

- ・地区社会福祉協議会への支援
- ・地区社会福祉協議会における重層的支援体制整備事業の取組

【新規】

- ・高齢者等の救急時安心事業「安心キット」
- ・車いすの貸出
- ・地域福祉講演会の開催
- ・赤い羽根シネマ（第11回）の開催
- ・おひさまマルシェ（障がい者理解促進啓発事業）の開催
- ・赤い羽根パートナーミーティングの開催

② シニア世代の社会参加の促進

シニア世代の健康や生きがいづくりのために、様々な社会参加を促進するための相談と支援を行い、福祉の増進を図っていきます。

③ 老人クラブへの支援

高齢期を楽しく、生きがいをもって、安心して暮らしていくためには、健康で自立し、身近な仲間と支え合いながら、住みよい地域づくりを進めていくことが必要です。高齢者が行う様々な活動が円滑に行えるよう、老人クラブ連合会及び地域の老人クラブを支援していきます。

④ 情報共有体制の充実

社協だよりやホームページ、インスタグラムなどを活用し、各世代のニーズに合う方法で地域福祉に関する情報や地区社会福祉協議会の活動などを発信し、地域の情報の共有化に努めます。

なお、スマートフォンやタブレット端末へ対応したホームページにリニューアルすることで、効果的に情報を発信していきます。

- ・社協だより、ホームページ、インスタグラム等による情報発信
- ・相談窓口についての情報提供
- ・地区社会福祉協議会の活動内容についての情報提供

(2) 基本目標 2 : 「安全で安心して暮らせるまちづくり」

① 災害ボランティアセンターの機能充実

災害ボランティアセンターの設置運営訓練や関係機関等との情報交換を実施し、機能強化を図ります。また、災害ボランティアの担い手を育成するために災害ボランティア養成講座を実施します。

- ・災害ボランティアセンター設置にかかわる関係機関・団体等との情報交換会の実施
- ・災害ボランティア養成講座の開催
- ・市民向け災害（防災）講座の開催
- ・被災地の災害ボランティアセンター運営支援のための職員の育成及び派遣（随時）

- ・社協職員を対象とした災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

② 生活困窮者への支援

生活困窮者支援を行う行政や関係機関と連携し、生活困窮状態にある世帯に対し生活福祉資金又は福祉金庫を一時的に貸付し生活支援を行います。また、生活困窮者支援を行う民間団体と連携し、その活動を支援します。

- ・生活福祉資金・福祉金庫の相談及び貸付
- ・貸付事業にかかわる関係機関との連携
- ・フードバンクあしかがへの支援と連携
- ・フードドライブの実施

③ 日常生活自立支援事業（あすてらすあしかが）の機能強化

判断能力が不十分な認知症高齢者、障がい者などの金銭管理及び書類の保管を行います。

また、年々ニーズが高まっていることから、事業の実施に欠かせない民間生活支援員の増員を図ります。

- ・日常生活自立支援事業の普及啓発
- ・民間生活支援員研修会等の開催

④ 成年後見制度に関する事業の実施

成年後見制度の普及啓発及び利用促進を図ります。

- ・足利市成年後見サポートセンターの運営（市受託事業）
- ・足利市成年後見サポートセンター運営協議会の開催
- ・成年後見制度に関する相談会の開催
- ・専門職（司法書士）と連携した相談対応【新規】
- ・法人後見事業の実施

⑤ 相談事業の実施

弁護士相談、心配ごと相談を実施します。

- ・弁護士相談、心配ごと相談の開設

(3) 基本目標 3 : 「地域を支える担い手づくり」

① 各種福祉講座（出前講座も含む）、福祉教育の充実

地域住民が福祉に関心を持てるように、ニーズにあった各種福祉講座を企画・実施し、地域福祉活動の担い手づくりに努めます。また、「やさしさ」や「思いやりのこころ」を育み、共に生きる社会を実現するための担い手づくりを目指し、学校における福祉教育への支援を行います。

- ・ 学校における福祉教育への支援
(車いす体験、アイマスク体験、高齢者疑似体験、手話・点字教室等)
- ・ ボランティア養成講座等の開催
- ・ 出前講座（企業や行政等の職員研修、公民館講座等）の開催と周知
- ・ 小学生親子ボランティアスクール、中高生ボランティアスクールの開催

② 地区社会福祉協議会における福祉協力員設置の推進と養成

地域住民同士が支え合う地域づくりを目指して、地区社会福祉協議会での活動を支える「地域ボランティア」として福祉協力員の設置を推進し養成を行います。

- ・ 福祉協力員設置の推進
- ・ 福祉協力員養成研修会の開催

③ ボランティア（個人・団体）やNPO等との連携

個人やボランティア団体の活動充実のため、随時情報提供を行い、ボランティアに関する相談が受けやすい環境を整えます。また、市民活動センター等と情報共有する等連携を図ります。

- ・ ボランティア相談の開催
- ・ 市民活動センター等と情報共有及び連携の強化

④ ボランティアセンターの運営とボランティアコーディネーション

社協だよりやホームページ、インスタグラムなどを活用しボランティア活動に関する情報の発信を積極的に行います。

また、ボランティア活動をしたい人（担い手）と受け入れたいニーズをつなぐと同時に、ボランティア一人ひとりが支え合いの地域づくりに参加することを支援します。

(4) 基本目標 4 : 「支え合い・ふれあいの続くまちづくり」

① 誰もが気軽に集える地域の居場所づくりと交流

世代の違いや障がいの有無にかかわらず、地域住民が互いに理解し合えるために、地区社会福祉協議会等と共に居場所や交流の場づくりを推進します。

- ・ ふれあい・いきいきサロンの支援と設置の推進
- ・ ふれあい子育てサロンの支援
- ・ 「足利流こども食堂」助成事業
- ・ 障がい児者ふれあいサロン（お陽さまカフェ）の開催
- ・ ニュースポーツ器具の貸出

② 孤立を防ぎ安心して暮らせるための「支え合い」のしくみづくり

子育て世代、高齢者、障がい者など、地域の中で孤立しがちな人などを地域住民同士で緩やかに見守り、支え合うことのできるしくみを作ります。

また、福祉協力員等による「見守る」「みつける」「つなげる」「予防する」の活動を推進します。

- ・ 見守り活動の推進
- ・ 地域支え合いマップづくりの推進

③ 各種団体が取り組む活動の支援

地域福祉活動の更なる活性化に向け、地区社会福祉協議会をはじめとする各種団体が取り組む活動を支援します。また、赤い羽根共同募金などを活用し財政的な支援も行います。

- ・ 地域福祉活動者保険（全国社会福祉協議会ボランティア活動保険）の加入
- ・ 赤い羽根市民活動助成事業の実施
- ・ ボランティア活動助成金等の情報提供

④ 共同募金運動の推進

共同募金運動は「じぶんの町をよくするしくみ」として毎年実施し、お寄せいただいた寄附は県内、市内の様々な福祉活動に役立てられます。地域の様々な困りごとを解決するために、多様な参加と協力を得ながら、共同募金運動を推進します。

- ・ 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の実施

⑤ 買い物・外出支援への取り組み

公共交通機関の利用が極めて不便な地域や車などの移動手段がない方が、地域で孤立することなく安心して暮らすことができるよう、住民同士の支え合いによる買い物・外出支援に取り組めます。

- ・ 買い物ツアーの実施
- ・ 買い物マルシェの開催
- ・ 移動支援にかかる研修会の開催
- ・ 住民主体による「買い物・移動支援」事業の支援

2 障害児通所支援事業の運営

(1) 相談支援事業所なかよし

障害福祉サービスの利用を希望する障がい児の保護者等からの依頼を受け「サービス等利用計画」を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援（計画相談支援）を実施するほか、障がい児やその保護者等からの相談を受け支援を行います。

(2) こども発達支援センターぽけっとクラブあしかが

発達障がい等のある乳幼児を対象に、日常生活の基本的な動作や知識、技能の習得、集団生活への適応訓練等を行います。

また、福祉型児童発達支援センターとして、保育所等訪問支援、食事支援、障害児相談支援を実施し、関係機関と連携を図りながら地域の中核的な役割も担っていきます。

保育所等訪問では、支援の必要なお子さんの通う保育所や幼稚園等に訪問支援員が訪問し、集団生活に適応するための直接支援（お子さんへの支援）と間接支援（施設や先生への支援）を行い

ます。

(3) こども発達支援センターぱれっとクラブあしかが

発達障がい等のある乳幼児を対象に、機能訓練、ことばの訓練、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。また、療育相談を実施し、早期療育に努めます。

3 福祉施設等の運営

泗水学園、八幡こども館及びにしこども館の3施設については、引き続き指定管理者として、適正な管理運営に努めます。

わかば保育園、しんまち保育園等についても、適正な福祉サービスの提供や管理運営に努めます。

(1) 児童養護施設 泗水学園

児童福祉法の規定に基づき、児童の最善の利益のために、保護者のいない児童や保護者の疾病、虐待、離婚等の理由により家庭で養育することの困難な児童を養護し、入所児童が安全に安心して生活できるよう児童に寄り添った援助に努めます。

また、退所した児童等に対する相談及び自立援助も実施します。

更に、足利市からの委託を受けて放課後児童健全育成事業（なगतる児童クラブ）、子育てサロン、ショートステイ事業を実施します。

(2) 八幡こども館・にしこども館

遊びや生活を通して、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応力を高め、情操を豊かにする等、児童の健全育成に努めます。

両こども館とも、地域における児童館として、一般利用対象事業や放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て支援事業（就園前の親子が利用できるぴよぴよクラブ、ふれあいひろば）の実施、地域組織活動の支援に努めます。

(3) わかば保育園・しんまち保育園

① わかば保育園

広々とした園庭と、恵まれた環境の中でのびのびと活動し「おもいやりとたくましさ」が育つよう、一人ひとりを大切にしたい保育に努めます。

② しんまち保育園

豊かな感性と創造力を大切にしながら「つよいからだやさしい心」が育つようきめ細やかな保育に努めます。

両園とも保育目標を掲げ、一人ひとりを大切にしたいきめ細やかな保育に努めるとともに乳児保育、延長保育事業、一時預かり事業（余裕活用型）、すこやか保育（発達支援）事業及び地域活動事業を実施します。また、地区行事への参加や園庭開放を行い、地域に開かれた保育園を目指します。

(4) 足利市視覚障害者福祉ホーム

視覚障がい者や中途失明者のための生活訓練（白杖訓練・歩行訓練・点字の読み書き）や技術指導等による自立支援を行うとともに、利用者同士の交流や社会参加の支援等に努めます。また、点字広報の発行や音訳ボランティア・点訳ボランティアの活動拠点として利用の促進を図ります。

(5) 足利市総合福祉センター

本会の本部を置くとともに、市や関係機関等と連携し、地域福祉の推進を目的とする福祉の拠点施設として、地域福祉活動、ボランティア、福祉相談事業、日常生活自立支援事業、成年後見制度に関する事業等を実施します。また、福祉関係団体やボランティアグループ等の施設利用の促進を図ります。

4 その他

(1) 栃木県共同募金会足利市支会事務局

- ・ 赤い羽根共同募金運動
- ・ 赤い羽根期間拡大募金
- ・ 歳末たすけあい募金運動
- ・ 災害見舞金（弔慰金）の対応
- ・ 国内災害時の義援金の対応

(2) 日本赤十字社栃木県支部足利市地区事務局

- ・日赤活動資金募集
- ・災害救援物資の対応（毛布・布団・緊急セット）
- ・災害弔慰金の対応
- ・国内災害時の義援金、海外災害時の救援金の対応

(3) 足利市老人クラブ連合会事務局

- ・連合会及び老人クラブとの連絡調整
- ・老人クラブの育成指導
- ・老人クラブ活動についての広報、啓発